

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◆選管規則 鳥取県選挙運動管理規程の一部改正

◆選管告示 開催計画に関する関係意見の聴取

鳥取県選挙管理委員会の招集

鳥取県選挙管理委員会告示の一部改正

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年四月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

第十七条中「委員、書記又は選挙人の中から」を「委員又は書記の中から」に改める。

第八条第三項中「若しくは第三項」を削る。
第十一条第一項中「公示又は告示のあつた日から四日以内」を「公示又は告示のあつた日（公示又は告示の日を含む。）から二日以内」に改める。

第十四条第三項中「法第一百五十六条の二第三項」を「法第一百五十六条の二第四項」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。
5 法第一百五十六条の二第三項の規定により立会演説会を二又は三の期間に分けて行う場合においては、各期間ごとに前二項の規定を適用する。

第十六条第一項中「党派別（教育委員会の委員の候補者についてはその氏名。以下同じ）」を「党派別」に改める。

第十八条中「法第百五十九条第一項の規定により立会演説会の秩序保持のために必要な措置をとることができるもの」とを「法第百五十九条の規定により立会演説会の秩序を保持する者を委員中から」に改める。

第二十三条に次の二項を加える。

- 2 停電、拡声機の故障その他やむを得ない事由によつて、立会演説会を続けることができなくなつたと認めるとときは、立会演説会を司会する者は、立会演説会を一時中止させ、その事由がなくなつたから立会演説会を続行させることができる。この場合において、演説を中止させた時間は、候補者が演説することができる時間に算入しないものとする。

第二十三条の三第一項中「第十条第二項及び第十四条第三項」を「第十条第二項、第十四条第三項及び第五項」に改める。

第二十四条第二項中「立会演説会の開催が不能となる虞れがあると認めるとき」の下に「若しくは第二十三条第二項の規定により立会演説会を一時中止させたとき」

を加える。

第四十八条第一項中「教育委員会の委員の候補者についてはその氏名」を削る。

附 則

- 1 この規則は、昭和三十三年六月一日から施行する。ただし、衆議院議員の選挙に関しては、次の総選挙から施行する。
- 2 この規則の施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙に関しては、なお従前の例による。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十五条第三項の規定により、近く執行予定の衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画に関する意見を聴くため、次の日時及び場所に鳥取県内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和三十三年四月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

5 その他

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和三十年二月鳥取県選挙管理委員会告示第十二号（選挙運動從事者及び労務者に対し支給することができる実費弁償及び報酬の額について）二〇中「二百六十九円」を「三百八十一円」に改め、次の衆議院議員の総選挙から施行する。

昭和三十三年四月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一日時 昭和三十三年四月二十八日午後一時三十分

二 場所 鳥取市東町 県会議事堂第四会議室

三 議題

1 衆議院議員総選挙の執行に関する件

2 最高裁判所裁判官国民審査の執行に関する件

3 開票区の決定に関する件

4 衆議院議員総選挙に際して行う立会演説会開催計画の決定に関する件